

核融合科学研究所における「放射性同位元素等の承認使用に係る  
変更承認申請」について

令和5年2月22日  
核融合科学研究所

核融合科学研究所は、令和4年度のプラズマ実験をもって大型ヘリカル装置（LHD）における重水素ガスを用いた実験（重水素実験）が終了したこと等に伴い、大型ヘリカル実験棟に設置した放射線発生装置（プラズマ発生装置、コッククロフト・ワルトン型加速装置）に関して、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI規制法」という。）に基づき、2月21日付けで原子力規制委員会へ減数の変更承認申請を行いましたのでお知らせします。

LHDにおける重水素実験は、今年度のプラズマ実験をもって成功裏に終了しました。大型ヘリカル実験棟1階本体室（以下「本体室」という。）に設置されたLHDは、重水素実験の実施に伴って、RI規制法に規定される放射線発生装置の中のプラズマ発生装置に該当していましたが、重水素実験が終了したことにより、同装置に該当しないものとなるため、これを放射線発生装置から除外する申請を行います。

ただし、本体室地下には、LHDプラズマ中の電位や密度の揺らぎを測定するために、軽水素実験期から、重イオンビームプローブ（HIIBP）と呼ばれるRI規制法に規定される放射線発生装置のコッククロフト・ワルトン型加速装置が設置されており、これは引き続き稼働する予定です。重水素実験終了後、LHDは、引き続き、重水素ガスを用いずに軽水素ガス等を用いた実験を行う予定であり、上述のコッククロフト・ワルトン型加速装置を運用するため、本体室について、プラズマ発生装置を主要な放射線発生装置とする管理区域から、コッククロフト・ワルトン型加速装置を放射線発生装置とする管理区域へ変更する申請を行います。

なお、RI規制法に基づく管理区域は、このコッククロフト・ワルトン型加速装置の管理区域として、これまでどおり設定し、適切な管理を継続していきます。

[本件のお問い合わせ先]

自然科学研究機構 核融合科学研究所  
大型ヘリカル装置計画 実験統括主幹  
長壁 正樹

Tel : 0572-58-2222